

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4	5.4 照明器具の分類及び試験の一般要求事項 — 一般的要求事項 照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。(JIS C 8105-1 (以下、第1部) 0.3.1の規定による。)	
				5.6	5.6 構造 — 光出力 一般照明用の LED 照明器具の光出力は、人がちらつきを感じるものであってはならない。(第1部 4.27Aの規定による。)	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。	
				5.6.2	5.6 構造 5.6.2 ランプの支持 ソケット台及びランプの支持物は、JIS などに定められた寸法の許容範囲内にあるランプに適合し、そのランプを保持できるものでなければならない。また、投光器の光学制御装置内の定められた位置に設置するものでなければならない。	
				5.6.3	5.6.3 ランプ調整装置 寸法及び光中心が異なるランプが使用できるようにする	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				5.64	ための調整装置がある場合、調整装置は、確実に堅固に固定できるものでなければならない。 5.64 光学制御部品 屈折器、反射器（板）などの光学制御部品は、光源に対して正しい位置関係に設置若しくは交換できるように印が付けられているか、又は組み立てられていなければならない。	
				5.66	5.66 角度調節 角度調節手段がある場合は、調節後の確実な固定手段がなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6 5.6.5 5.6.8	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 5.6 構造 5.6.5 各部の強度、構造など 3m以上の高さの場所に取り付ける投光器の部品は、ねじ又は同等の有効な強度をもつ方法によって2か所以上で固定する場合を除き、通常の使用状態で固定用の部品の折損によって、部品が落下して人間、動物及び周囲のものに危険を及ぼさないように、落下防止の特別な保護装置を設けなければならない。 5.6.8 ガラスカバー	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第1項 続き				5.6.8.0A	5.6.8.0A 一般事項 ガラスの破砕によって人が傷害を受けるリスクを軽減するため、照明器具を 5 m を超える高さに設置する場合、ガラスカバーは、次のいずれかでなければならない。 a) 細かい破片に破砕するガラスで構成する b) 強い衝撃に耐えるガラスで構成する c) 割れた場合にガラス破片を保持するもので保護する	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	5.5	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 5.5 表示 該当する場合には、次の情報を取扱説明書の中に提供しなければならない。 a) 点灯姿勢に制限がある場合は、その範囲 b) 投光器の質量及び外形寸法 c) 投光器の最大投影面積（受圧面積） d) 屋内使用及び／又は屋外使用での使用制限事項 e) ガラス破片の落下防止対策手段に関連して、最大取付高さが 5 m 以下の場合、最大取付高さ	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	5.6	第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。（ただし、第1部箇条 12 の規定を除く。） 5.6 構造	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				5.6.2	5.6.2 ランプの支持 ソケット台及びランプの支持物は、投光器の寿命中の通常の使用に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6 5.6.1	第 1 部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 5.6 構造 5.6.1 水気の浸入に対する保護 屋外専用及び屋内外両用の投光器の水気の浸入に対する保護は、防雨形照明器具 (IP 第二特性数字 3) 以上でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6	5.6 構造 ーランプソケット ラフサービス照明器具に組み込むランプソケット及び差込みプラグの絶縁部分は、耐トラッキング性の材料でなければならない。(第 1 部 4.4.7 の規定による。) ー絶縁ライニング (裏打ち) 及びスリーブ 絶縁ライニング (裏打ち)、スリーブ及び類似の部分は、適切な機械的、電氣的及び熱的強度をもたなければならない。(第 1 部 4.9.2 の規定による。) ー電氣的接続及び通電部 通電部は、銅若しくは銅合金、又はその他の同等以上の特性をもつ材料でなければならない。(第 1 部 4.11.4 の規定	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				5.9 5.10 5.15	による。) 5.9 端子 ねじ端子及びねじなし端子は、耐熱性等のある端子でなければならない。(第 1 部箇条 14 及び箇条 15 の規定による。) 5.10 外部及び内部配線 ー内部配線 内部配線の絶縁は、それが受ける印加電圧及び最大温度に耐えることができる材料でなければならない。(第 1 部 5.3.1 の規定による。) 5.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 感電に対する保護用の外郭を構成する絶縁物部分、及び通電部又は安全特別低電圧部 (SELV) を所定位置に保持する絶縁物部分は、十分な耐熱性及び耐トラッキング性をもたなければならない。(第 1 部箇条 13 の規定による。)	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当.	5.6	5.6 構造 ー非交換形光源をもつ照明器具 照明器具又は照明器具の部分を破壊することなく、光源の交換及び/又は充電部へ接触ができてはならない。(第 1 部 4.27C の規定による。) ー使用者非交換形光源をもつ照明器具 使用者非交換形光源を覆って感電に対して保護するカバ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第1号 続き				5.10 5.11	<p>一は、二つ以上の独立した固定手段によって、所定の位置に保持されなければならない。(第1部 4.27Dの規定による。)</p> <p>5.10 外部及び内部配線 内部配線に充電部となる導体を持ち、かつ、通常動作状態で可触金属部分があるクラスⅡ照明器具の接触箇所について電圧ストレスに対応した二重絶縁又は強化絶縁の要求事項を満足しなければならない。(第1部 5.3.1.3の規定による。)</p> <p>5.11 感電に対する保護 照明器具は、通常の使用状態に取り付けて配線したとき、及び手で照明器具が開けられない場合でも交換形光源又はスタータの交換(交換可能な場合)のために開けたときは、充電部が可触とならない構造でなければならない。移動灯器具の感電に対する保護は、照明器具の可動部分を手で動かせる最も不利な状態にしても、その保護を維持しなければならない。(第1部 8.2の規定による。)</p>	
第七条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.8	<p>5.8 保護接地 クラスⅠ照明器具及びクラスⅡ照明器具では、設置した状態で、交換形光源若しくはスタータ交換のため、又は清掃のために開けたときの可触金属部分で、絶縁破壊した場</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条 第 2 号 続き				5.14	<p>合に充電部となるおそれがある部分は、恒久的で確実な方法で保護接地端子、保護接地接触子、又は保護設置用口出し線に接続しなければならない。(第 1 部の 7.2.1 の規定による。)</p> <p>5.14 絶縁抵抗及び耐電圧</p> <p>－接触電流、保護導体電流及び電気やけど</p> <p>照明器具の通常の動作状態で生じる接触電流又は保護導体電流は、規定の値以下でなければならない。(第 1 部 10.3 の規定による。)</p>	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6	<p>5.6 構造</p> <p>－絶縁ライニング（裏打ち）及びスリーブ</p> <p>絶縁ライニング（裏打ち）、スリーブ及び類似の部分は、適切な電氣的強度をもたなければならない。(第 1 部 4.9.2 の規定による。)</p>	
				5.7	<p>5.7 沿面距離及び空間距離</p> <p>沿面距離及び空間距離は、規定の値以上でなければならない。(第 1 部 11.2 の規定による。)</p>	
				5.9	<p>5.9 端子</p> <p>ねじ端子及びねじなし端子は、適切な絶縁材料でなければならない。(第 1 部 箇条 14 及び箇条 15 の規定による。)</p>	
				5.12	<p>5.12 耐久性試験及び温度試験</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				5.13	<p>－温度試験（通常動作） 照明器具内の巻線の温度は、規定の温度以上になってはならない。（第 1 部 12.4 の規定による。）</p> <p>－温度試験（異常動作） 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具内の巻線の温度は、規定の温度以上になってはならない。（第 1 部 12.5 の規定による。）</p> <p>5.13 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護 －じんあい、固形物及び水気の侵入に対する試験 照明器具は、規定の耐電圧試験に耐えなければならない。（第 1 部 9.2 の規定による。）</p>	
				5.14	<p>5.14 絶縁抵抗及び耐電圧 照明器具の絶縁抵抗及び耐電圧は、適切でなければならない。（第 1 部 10.2 の規定による。）</p>	
				5.15	<p>5.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 －耐トラッキング性 普通形照明器具以外の照明器具で、通電部又は安全特別低電圧（SELV）を所定位置に保持する絶縁物部分又はそれらに接触する絶縁物部分は、じんあい及び水気の侵入に対してそれらを保護していない限り、耐トラッキング性をもたなければならない。（第 1 部 13.4 の規定による。）</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6	5.6 構造 ー可炎性材料 可炎性材料の部分は、その着火温度に上昇させる可能性がある照明器具の発熱部から十分に離さなければならない。 セルロイドのような激しく燃える材料は、使用してはならない。(第 1 部 4.15.1 の規定による。) ー可燃材料表面へ取り付ける照明器具 可燃材料表面への取付けに適するとして分類した照明器具は、取付表面の温度が規定の値を超えてはならない。(第 1 部 4.16 の規定による。) ー保護シールド ランプ収納室は絶縁材料ならば耐火性、耐着火性に適合しなければならない。(第 1 部 4.21.4 の規定による。) ー供用期間中の発煙、発火などの防止 LED 照明器具は、照明器具外郭又は照明器具内部に設けた電源回路の囲いには、難燃性材料で構成されていなければならない。(第 1 部 4.27B の規定による。)	
				5.12	5.12 耐久性試験及び温度試験 ー温度試験 (通常動作) 照明器具内の取付部の温度は、規定の温度以上になってはならない。(第 1 部 12.4 の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				5.15	ー温度試験（異常動作） 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具内の取付部の温度は、規定の温度以上になってはならない。（第 1 部 12.5 の規定による。） 5.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 ー耐炎性及び耐着火性試験 通電部又は安全特別低電圧部（SELV）を所定位置に保持する絶縁物部分、及び感電に対する保護用の外殻を構成する絶縁物部分は、耐炎性及び耐着火性をもたなければならない。（第 1 部 13.3 の規定による。）	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.12	5.12 耐久性試験及び温度試験 ー温度試験（通常動作） 照明器具の可触部分、取り扱う部分、調整する部分及び握る部分は規定の温度以上になってはならない。（第 1 部 12.4 の規定による。） ー温度試験（異常動作） 照明器具を異常状態で使用した場合でも、照明器具の握る部分は規定の温度以上になってはならない。（第 1 部 12.5 の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6 5.6.5	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 5.6 構造 5.6.5 各部の強度、構造など 投光器及び内部の部品の荷重を支える部分は、使用中及び保守中に、振動で各部の脱落がないような構造でなければならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6 5.6.5 5.6.7 5.6.8 5.6.8.0A	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 5.6 構造 5.6.5 各部の強度、構造など 屋外で地面より高い場所で使用する投光器は、投光器の受圧面に 216 km/h (60 m/s) の風圧を受けても過度にゆがむことがなく、これに耐えなければならない。 5.6.7 振動 屋外用の投光器は、通常の使用状態で起こる振動に耐えなければならない。 5.6.8 ガラスカバー 5.6.8.0A 一般事項 ガラスの破砕によって人が傷害を受けるリスクを軽減するため、照明器具を 5 m を超える高さに設置する場合、ガ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第2項 続き					<p>ラスカバーは、次のいずれかでなければならない。</p> <p>a) 細かい破片に破砕するガラスで構成する</p> <p>b) 強い衝撃に耐えるガラスで構成する</p> <p>c) 割れた場合にガラス破片を保持するもので保護する</p>	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4	<p>5.4 照明器具の分類及び試験の一般要求事項</p> <p>— 一般的要求事項</p> <p>照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。(第1部 0.3.1の規定による。)</p>	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6	<p>5.6 構造</p> <p>— 紫外放射</p> <p>ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用するよう設計した照明器具は、それらのランプを使用したときに、過度の紫外放射をしてはならない。(第1部 4.24の規定による。)</p>	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.4	<p>5.4 照明器具の分類及び試験の一般要求事項</p> <p>— 一般的要求事項</p> <p>照明器具は、通常の使用時に安全に機能し、人及び周囲に危険を引き起こさないように、設計及び製造をしなければならない。(JIS C 8105-1 (以下、第1部) 0.3.1の規定による。)</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な再始動によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるお

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条続き					流を最大 2A に制限して固定配線に接続する配線は、規定のサイズでなければならない。(第 1 部 5.3.1.2 の規定による。)	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.6 5.7	5.6 構造 ー可炎性材料 熱可塑性樹脂材料で作った照明器具は、通常の使用状態に取り付けたとき、危険がないように安定器又は変圧器及び電子装置の故障状態で生じる温度上昇に耐えなければならない。(第 1 部 4.15.2 の規定による。)	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55015 等の規格を適用する。
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	5.5	5.5 表示 ー照明器具の表示 照明器具には、規定の情報を容易に消えない方法で明瞭に表示しなければならない。(第 1 部 3.2 の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九条 条続き					<p>も設置のときに見えなければならず、等級が照明器具のどの部分を指しているかが明瞭でなければならない。(第 1 部 3.2.6 の規定による。)</p> <p>取換え可能なヒューズを内蔵している照明器具は、定格及びヒューズの形式を、ヒューズホルダ又はヒューズ近傍に表示しなければならない。(第 1 部 3.2.22 の規定による。)</p> <p>－表示に対する試験</p> <p>照明器具本体の表示は、規定の試験後、表示は読み取れ、表示銘板は容易に取り外せず、また、まくれあがりを生じてはならない。(第 1 部 3.4 の規定による。)</p>	
第二十条 条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p>	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項 続き		(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8105-2-5:2017

規格名：照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3項 続き		い方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—